

## 10 労働基準監督機関としての職権行使等

労基法及び安衛法等の労働基準関係法令は、職務の特殊性から一部が適用除外されているが、原則として地方公務員である職員に対しても適用され、職員の勤務条件を決定する際の基本的な基準として、また、職員の安全と健康を確保するための規定として重要な役割を果たしている。

### (1) 号別区分

職員に関して、労基法及び安衛法等の法令を適用する場合における労働基準監督機関の職権は、労基法別表第一の事業区分の別により人事委員会(又はその委任を受けた人事委員会の委員)又は労働基準監督署が行うものとされている(地公法第58条第5項)。

各事業所の号別区分は、その事業内容に基づき、名古屋市人事委員会と愛知労働局とで協議して決定している。平成28年度に新たに号別区分が決定された事業所はなかった。

本市における事業所の号別区分状況は次のとおりである。(地公法第58条第5項、労基法別表第一)

#### ○人事委員会が職権行使する事業所

号別区分	事業内容	事業所数	事業所名
第12号	教育・研究	449	市政資料館 工業研究所 環境科学調査センター 中央看護専門学校 衛生研究所 救急救命研修所 消防学校 野外教育センター2 子ども適応相談センター 見晴台考古資料館 鶴舞中央図書館 図書館15 博物館 蓬左文庫 秀吉清正記念館 美術館 科学館 教育センター 小学校262 中学校112 高等学校14 特別支援学校(養護学校)5 幼稚園23
官 公 署 (第1号から第15号に掲げる事業を除く。)		109	市長部局本庁12 東京事務所 市税事務所3 市税事務所出張所3 収納管理・特別徴収事務センター 市民活動推進センター なごや人権啓発センター 文化センター2 中小企業振興センター 消費生活センター 中央卸売市場本場 中央卸売市場北部市場 中央卸売市場南部市場 名古屋城総合事務所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 動物愛護センター 児童福祉センター(中央児童相談所相談課保護係、中央療育センター及びくすのき学園を除く) 西部児童相談所(保護係を除く) ささしまライブ24 総合整備事務所 都市整備事務所2 東山総合公園(東山動物園及び東山植物園を除く) 消防局本庁 特別消防隊 消防航空隊 消防署16 区役所(保健所を除く)16 生涯学習センター5 上汐田教育集会所 区役所支所6 農業委員会事務局 市選挙管理委員会事務局 区選挙管理委員会事務室16 監査事務局 人事委員会事務局 教育委員会事務局本庁 学校事務センター 市会事務局

(平成29年4月1日現在)

○労働基準監督署が職権行使する事業所

号別 区分	事業内容	事業 所数	事業所名
第1号	製造・加工・水道	—	(上下水道局所管事業所)
第3号	土木・建築	17	ポンプ施設管理事務所 土木事務所 16
第4号	貨客運送	—	(交通局所管事業所)
第6号	農 林	2	農業センター 東山植物園
第7号	畜産・養蚕・水産	1	東山動物園
第13号	保 健 衛 生	139	精神保健福祉センター 厚生院 植田寮 生活衛生センター 食品衛生検査所 食肉衛生検査所 保育園 108 児童福祉セ ンター中央児童相談所相談課保護係 児童福祉センター中央 療育センター 児童福祉センターくすのき学園 西部児童相 談所保護係 ひばり荘 玉野川学園 あげぼの学園 地域療 育センター2 保健所 16 (病院局所管事業所)
第15号	焼却・清掃・と畜	22	環境事業所 16 処分場 環境局工場 4 八事霊園・斎場管理 事務所

(平成29年4月1日現在)

(2) 性能検査等

危険な作業を必要とする機械等による労働災害を防止するために、安衛法、ボイラー則、クレーン則等の規定に基づき、性能検査等を行うとともに報告を受理した。

内容 \ 種類	ボイラー	第一種圧力 容 器	クレーン	ゴンドラ	計
性 能 検 査	12 件	11 件	—	9 件	32 件
設 置 届	—	—	—	—	—
設 置 報 告	—	—	—	—	—
使 用 再 開 検 査	—	—	—	—	—
落 成 検 査	—	—	—	—	—
変 更 検 査	—	—	—	—	—
休 止 報 告	—	—	—	—	—
廃 止 報 告	—	—	1 件	—	1 件
計	12 件	11 件	1 件	9 件	33 件

(参考)ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況

性能検査を必要とするボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況は次のとおりである。なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録性能検査機関)が検査を実施している(安衛法第41条)。

ア ボイラー

設置場所	基数	設置場所	基数
市役所東庁舎	2	千種図書館	1
中津川野外教育センター	2	教育センター分館	1
中川生涯学習センター	1	中央卸売市場南部市場	2
港生涯学習センター	1	市役所西庁舎	2
		計	12

イ 第一種圧力容器

設置場所	基数
市役所東庁舎	2
教育センター分館	2
伏見ライフプラザ	2
中央卸売市場南部市場	5
計	11

ウ クレーン

設置場所	基数
工業研究所	1
特別消防隊	1
計	2

エ ゴンドラ

設置場所	基数
中央卸売市場本場	1
中土木事務所	1
瑞穂区役所	1
美術館	2
伏見ライフプラザ	4
計	9

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(3) 解雇予告除外認定

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしないときは、30 日以上平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければならない。

ただし、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、その事由につき労働監督機関の認定を受けたときは、解雇予告は要せず、また、解雇予告手当を支払うことも要しない(労基法第 20 条第 1 項及び第 3 項)。平成 28 年度は、解雇予告除外認定を、平成 28 年 8 月 24 日に 1 件、平成 29 年 2 月 14 日に 1 件、平成 29 年 3 月 22 日に 1 件行った。(参考：平成 27 年度は 2 件)。